

転入手続きの仕方

A 鹿児島市内間の転居による転入

- ① 転出元の中学校に転出を申し出て、転校用書類（在学証明書と教科書給与証明書）を発行してもらう。
- ② 鹿児島市役所市民課・各支所総務市民課に転校用書類を持参して、転居届を行う。
- ③ 転居届と同時に市民課で転校用書類を確認してもらい、転校先学校（城西中学校）への入学通知書を発行してもらう。
- ④ 城西中学校へ入学通知書と転校用書類を持参する。

B 鹿児島市以外からの転居による転入

- ① 現住所（転出元）の市役所等で転出届を行い、「転出証明書」を発行してもらう。
- ② 「転出証明書」持って転出元の中学校へ行き、転校用書類を発行してもらう。
- ③ 鹿児島市役所市民課・各支所総務市民課で転入手続きを行う。
- ④ 転居届と同時に市民課で転校用書類を確認してもらい、転校先学校（城西中学校）への入学通知書を発行してもらう。
- ⑤ 城西中学校へ入学通知書と転校用書類を持参する。

C 住所の移動を伴わない転入

ア 校区外の学校から転入する場合（城西中校区が住所地で城西中が指定校の場合）

- ① 転出元の中学校に転出を申し出て、転校用書類を発行してもらう。
- ② 鹿児島市教育委員会学事係等に転校用書類を持参して、入学通知書を発行してもらう。
- ③ 城西中学校へ入学通知書と転校用書類を持参する。

イ 住所地の指定校から転入する場合（校区外から城西中に転入する場合）

- ① 鹿児島市教育委員会学事担当窓口にご相談し、指定学校変更手続きを行う。
- ② 指定学校変更手続きの許可を受け、転出元の中学校に転出を申し出て、転校用書類を発行してもらう。
- ③ 指定学校変更手続き行った学事担当窓口にご相談し、転校用書類を持参し、入学通知書を発行してもらう。
- ④ 城西中学校へ入学通知書と転校用書類を持参する。

D その他の転入（A～Cに当てはまらない理由による転入）

AからCに当てはまらない理由による転入については、市教育委員会学事係又は谷山分室にご相談する。

※ 城西中学校への転校が決まったら、まずは電話連絡をください。

TEL 099-254-9148

